(お知らせ)

2024年3月8日中国電力株式会社

首都圏のお客さま向け料金等の見直しについて

当社は、各一般送配電事業者が 2024 年 4 月 1 日から実施する託送料金の変更を踏まえ、首都圏*のご家庭などのお客さま向けに提供している料金メニュー「ぐっとずっと。プラン シンプルコース (東京電力エリア)」を見直すこととしましたのでお知らせします。

1. 料金単価の見直し

2024年4月1日以降のご使用分から、以下のとおり電力量料金単価の引下げを行います。

	単位	現行単価	見直し後単価	差
電力量料金	1kWh	36. 91 円	36.87 円	▲0.04円
最低月額料金	1 契約	3, 300 円	3, 300 円	0 円

注1:現行単価および見直し後単価には消費税等相当額を含み、燃料費調整額を含みません。

注2: ご使用分の電力量料金(燃料費調整額を含み、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く)が最低月額料金を下回る場合は、最低月額料金と再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計がご請求額となります。

【参考】ご家庭への影響額(ひと月あたり260kWhご使用の場合)

契約種別	ご使用量	現行料金	見直し後料金	見直し影響額
シンプルコース	260kWh	7, 566 円	7, 555 円	▲11 円

注:1 か月を通して現行/見直し後の料金単価が適用された場合の金額で、消費税等相当額、燃料費調整額 (2024年4月分、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による特別措置〔▲3.5円/kWh〕を含む)および 再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

2. 料金以外の供給条件の見直し

今回の料金見直しに合わせ、2024年4月1日以降のご使用分から供給条件を以下のとおり見直します。なお、本見直しは、民法への適切な対応の観点から実施するものであり、お客さまのご負担に影響するものではございません。

項目	見直し内容		
約款等の変更に関する 規定の変更	・民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、約款また は料金表を変更することがあること、また、そ の場合、契約期間満了前であっても、電気料金 その他の供給条件は、変更後の約款および料金 表による旨を規定します。		

^{**} 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼地域を除きます)、神奈川県、山梨県、静岡県 (富士川以東)。

以 上

<お問い合わせ先>

東京電力エリア専用 フリーダイヤル

 $0\ 1\ 2\ 0 - 7\ 1\ 5 - 0\ 5\ 5$

(受付時間)

9時~20時(土・日・祝日・年末年始を除く)